不適切な不払の区分別発生原因

| 区分 | • | 特 徵 |
|---------------|-------|--|
| 詐欺無効 | 明治安田 | ・本人が病名を承知していないものへの適用 ・募集上問題があるもの(例:不告知教唆等)への適用 ・保険金詐取対象と考えにくい貯蓄性商品への適用 |
| | 他の38社 | ・事実関係の調査確認不十分 (例:重大疾病受療中の契約であり詐欺無効としていたが、再確認の 結果、欺罔の意思が十分立証できなかったもの 等) |
| 告知義務違反解除 | 明治安田 | ・請求事由と不告知事項の因果関係が問えないものへの適用 ・会社側に有利な事実認定 (例:精密検査等の受診歴(再確認の結果、異常が認められなかった ことが判明)の不告知をもって支払拒否したもの 等) |
| | 他の38社 | ・請求事由と不告知事項の因果関係が問えないものへの適用 ・事実関係の調査確認不十分 (例:告知義務違反とした傷病の発病が告知日以降の発病と判明した もの 等) ・解除期間・除斥期間の超過 (例:再確認の結果、期日について誤認が判明したもの) |
| 重大事由解除 | 明治安田 | ・告知義務違反を除斥期間・解除期間を超過して問えなくなったもの について、代替措置として重大事由解除を適用 |
| | 他の38社 | ・詐取目的の事故招致とは認められなかったもの |
| 免責事由該当 | 明治安田 | ・会社側に有利な事実認定 (例:行方不明になり、海に転落する可能性が少ない場所で死亡発見 されたことから自殺免責を適用 業務遂行中に転落死亡した際にヘルメットを着用していなかっ たこと等から重過失免責を適用 等) |
| | 他の38社 | ・事実関係の調査確認不十分 (例:故意・免責等を適用して入院給付金等を全額不払としたが、一 部支払適当部分も存在することが判明したもの 等) |
| 支 払 事 由 非 該 当 | 明治安田 | (保険金) ・会社側に有利な事実認定 (例:既往症との何らかの関係が問えるものは、保険契約上の責任開始前の発病と認定したもの高度障害の認定において、障害の程度を著しく厳格に認定していたもの等) (給付金) ・会社側に有利な事実認定 (例:入院給付金に関して、外出・外泊等の事実が存在した場合には、それ以降は画一的に不必要入院として認定したもの入院給付金に関して、個々の状況を勘案せず、各傷病に応じてあらかじめ定めた期間を画一的に適用したもの等) |
| | 他の38社 | (保険金) ・事実関係の調査確認不十分 (例: 災害死亡に関して、十分な証拠もないまま不慮の事故ではないと認定したもの 等) (給付金) ・事務的な確認不十分 (例: 病名・手術内容を給付非該当のものと誤認したもの 等) |